

くまもと 議長会報

第 59 号

発行 熊本県町村議会議長会
熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号
TEL 096-365-0400
編集者 事務局長 古 家 陽 介



清和文楽（山都町）



会長に松尾玉東町議会議長を再任

（臨時総会）
…………… 2

松尾会長

全国町村議会議長会副会長に就任
…………… 4

各都要望事項の早期実現を

（実行運動）
…………… 5

地方歳出 18 年度まで同水準を確保

（骨太の方針）
…………… 6

新型交付金・人材プランで地方支援

（地方創生基本方針）
…………… 11

新たな地方議員年金制度 検討始まる

（自民党 P T）
…………… 14

新議長・再選議長プロフィール

…………… 18

全国町村議会議員団体補償制度
団体医療保険

…………… 20
…………… 21

町村 の あこ

定住促進
未来に残せる故郷へ
玉東町

…………… 22

議長会の動き

全国・本会…………… 24



各町村より選出した議長

再任、新副会長に寺本議長、田上議長、新監事に川上國治嘉島町議会議長、村山昇多良木町議会議長が選任された。

この後、新役員の自己紹介が行われ、続いて新役員を代表し松尾新会長が挨拶を行い、寺本新副会長のことで会を閉じた。

正副会長及び監事の任期は2年間で、平成29年6月13日までとなる。

本会新正副会長及び監事



副会長 寺本 修一
(阿蘇郡高森町議会議長)
(65歳)
議員歴 3回当選



副会長 松尾 純久
(葦北郡芦北町議会議長)
(65歳)
議員歴 8回当選



会長 松尾 純久
(玉名郡玉東町議会議長)
(67歳)
議員歴 6回当選



監事 村山 昇
(球磨郡多良木町議会議長)
(68歳)
議員歴 2回当選



監事 川上 國治
(上益城郡嘉島町議会議長)
(71歳)
議員歴 6回当選

会長に 松尾玉東町議会議長を再任 新副会長に寺本（芦北町）、田上（高森町）両議長



挨拶する寺本修一臨時会長代理者（当時）

臨時総会

平成27年度臨時総会を、6月2日、熊本県市町村自治会館本館2階講堂において開催し、県内の町村議会議長及び郡町村議会議長会事務局長等約50人が出席した。

本総会は、任期満了による正副会長及び監事の選挙を行うために開催したもので、新会長には玉名



総会議長 坂梨公介西原村議会議長

郡理事の松尾純久玉東町議会議長を再任、新副会長には葦北郡理事の寺本修一芦北町議会議長、同じく阿蘇郡理事の田上更生高森町議会議長を選任した。

総会では、まず寺本臨時会長代理者（当時）が挨拶を行い、続いて議長選任に入り、坂梨公介西原村議会議長を総会議長に選任し、議事に入った。

まず、会議録署名人として、稲田忠則益城町議会議長、秋丸安弘山江村議会議長を指名した後、役員選挙が議題とされ、寺本臨時

会長代理者より提案理由の説明があった。その後、選挙の方法を、従来の慣例に従い理事で構成する選考委員により選考することと決定し、会議は暫時休憩に入った。

選考委員会による別室での協議の後、選挙結果を選考委員長である山下力球磨郡理事（湯前町議会議長）が報告し、報告のとおり満場一致で決定された。

その結果、新会長に松尾議長を



新役員を代表して挨拶する松尾純久会長

各郡要望事項の早期実現を

県当局、県議会、自民党県連に対し実行運動



村田副知事ほか関係各部長等に要望



松田県議会議長に要望

松尾純久会長（玉名郡玉東町）ほか各理事は、7月8日、県庁知事応接室において、村田信一副知事ほか関係各部長等に直接面談し、定期総会における各郡提出案件の早急な実現方を要望した。

続いて、県議会議長室において、松田二郎県議会議長に、また自民党県連において、山本秀久会長、前川收幹事長、吉永和世総務会長、藤川隆夫政務調査会長に、同様の要望を行った。

要望事項は別掲のとおり。



山本自民党県連会長ほか役員に要望

各郡からの要望事項（各郡提出案件）

- | | | |
|------|---|--------------|
| 第 1 | 町道金木鶴越線の事業促進について要望 | （下益城郡提出） |
| 第 2 | 国道 445 号の事業促進について要望 | （下益城郡提出） |
| 第 3 | 地域高規格道路 有明海沿岸道路（Ⅱ期）の整備について要望 | （玉名郡提出） |
| 第 4 | 菊池南部地域における交通渋滞緩和について要望 | （菊池郡提出） |
| 第 5 | 国道 57 号の 4 車線化について要望 | （阿蘇郡提出） |
| 第 6 | 阿蘇中岳噴火活動に伴う降灰対策に関する要望 | （阿蘇郡提出） |
| 第 7 | 県道堂園小森線（206 号）の主要地方道への道路種別の昇格と道路改良の早期完成について要望 | （阿蘇郡・上益城郡提出） |
| 第 8 | 「九州中央自動車道」の早期完成について要望 | （上益城郡提出） |
| 第 9 | 熊本市圏南東部地域の道路網の強化について要望
（一般県道六嘉秋津新町線の抜本的整備） | （上益城郡提出） |
| 第 10 | 県道御船甲佐線の「田口橋」架け替えについて要望 | （上益城郡提出） |
| 第 11 | 県道が交わる交差点改良事業の促進について要望 | （八代郡提出） |
| 第 12 | 交通・産業基盤及び農業生産基盤の整備について要望 | （葦北郡提出） |
| 第 13 | 球磨川における抜本的な治水対策の促進について要望 | （球磨郡提出） |
| 第 14 | 球磨地域幹線道路網の整備促進について要望 | （球磨郡提出） |
| 第 15 | 交通基盤の早期整備について要望 | （天草郡提出） |

松尾会長 全国町村議会議長会副会長に就任



47 の都道府県会長が出席した臨時総会



副会長就任の挨拶をする松尾純久会長

全国町村議会議長会は 7 月 16 日、東京の全国町村議員会館で新役員の選任に伴う臨時総会を開催し、同会副会長に本会の松尾純久会長を選任した。任期は 2 年間となる。

総会では、任期満了に伴う会長、副会長 2 人、理事 6 人、監事 3 人の選任が行われ、新会長に飯田徳昭三重県会長（三重郡朝日町議会議長）、もう一人の副会長に小貫和通茨城県会長（東茨城郡茨城町議会議長）を選任した。今後、松尾会長は、飯田会長ら他の役員とともに、同会の運営にあたる。

正副会長と理事は、全国 9 つのブロックから選ばれた都道府県会長が就任することになっており、松尾会長は九州ブロックから同会の役員として選ばれていた。

同会の役員は同時に、旧議員年金制度廃止後の給付や事務手続き等を行う「町村議会議員共済会」、議員向けの保険事業を行う「全国町村議会議員互助会」、会館運営や議員バッジ等の受託作成を行う「一般財団法人全国町村議員会館」、それぞれの役員を兼務する。

全国町村議会議長会役員名簿

会 長	飯 田 徳 昭	三重県三重郡朝日町議会議長
副 会 長	小 貫 和 通	茨城県東茨木郡茨城町議会議長
副 会 長	松 尾 純 久	熊本県玉名郡玉東町議会議長
理 事	西 村 昭 教	北海道空知郡上富良野町議会議長
理 事	昆 暉 雄	岩手県下閉伊郡山田町議会議長
理 事	須 貝 龍 夫	新潟県北蒲原郡聖籠町議会議長
理 事	西 岡 正	兵庫県佐用郡佐用町議会議長
理 事	小 池 宏 治	岡山県都窪郡早島町議会議長
理 事	尾 崎 政 廣	高知県高岡郡日高村議会議長
監 事	鍋 倉 竹 志	山形県東村山郡山辺町議会議長
監 事	杉 浦 和 人	滋賀県蒲生郡日野町議会議長
監 事	光 井 哲 治	鳥取県東伯郡湯梨浜町議会議長
事務総長	江 端 康 二	全 国 町 村 議 会 議 長 会

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」の概要

第 1 章 現下の日本経済の課題と基本的方向性

1. 日本経済の現状と課題

【1】経済財政の現状

「三本の矢」の一体的な推進等により、我が国経済はマクロ、ミクロ両面でおよそ四半世紀ぶりの良好な状況を達成しつつあり、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」は双方ともに大きく前進。

【2】今後の課題

- ・デフレから脱却し、中長期的に持続する経済成長を実現するためには、①経済の好循環の拡大、②潜在的な成長力強化、③まち・ひと・しごとの創生、さらに、政府は公共サービスの無駄排除・質向上等の改革に取り組むことが必要。
- ・我が国の財政は、債務残高が GDP の 2 倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれるなど引き続き厳しい状況にあり、経済再生とともに財政健全化を達成することは重要課題。今般、そのための具体的な計画を策定（本基本方針第 3 章）。

2. 新たなステージへ移りつつある東日本大震災からの復興

- ・復興は新たなステージへ移りつつある中、特に地震・津波被災地域は、復興期間 10 年以内での一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指す。
- ・復興事業・予算のあり方について、復興のステージの進展に応じて不断の見直しを行いつつ、被災地の復興に真に資するものとしていく。
- ・廃炉・汚染水対策、除染、中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入を推進する。

第 2 章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革

【1】「稼ぐ力」の強化に向けた事業環境の整備と成長市場の創造

経済構造の高度化、高付加価値化の促進と交易条件の改善を持続させ、サービス業の生産性向上、中小企業・小規模事業者等への対応、生産性向上に資する分野強化のための資金供給の円滑化を図る。そのほか、規制改革、対日直接投資の推進、資源・エネルギーの安定的かつ安価な確保、農林水産業の成長産業化、観光の促進、休み方改革等に取り組む。

【2】海外の成長市場との連携強化

T P P について、国益を最大化する形での早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、日 EU ・ EPA、RCEP、日中韓 FTA 等の経済連携交渉を推進。我が国企業のグローバル市場開拓を促進。

【3】イノベーション・ナショナルシステムの実現、IT・ロボットによる産業構造改革

「世界で最もイノベーションに適した国」の実現を目指し、企業・大学・研究機関の人材・知・資金の好循環を誘導するイノベーション・ナショナルシステムを構築。また、IT・ロボットによる産業構造の改革、医療等分野の ICT 化を推進。

2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮

【1】女性、若者など多様な人材力の発揮

骨太の方針 2015

地方歳出 18 年度まで同水準を確保

先進自治体の経費水準 交付税積算に反映

政府は、6 月 30 日、「経済財政運営の基本方針 2015（骨太の方針）」を閣議決定した。

方針では、今後 5 年間（2016 ～ 20 年度）を対象とする「経済・財政再生計画」を策定し、歳入歳出両面での改革を進め、20 年度のプライマリーバランス（P B）の黒字化を実現するとした。その中で、当初 3 年間（16 ～ 18 年度）を「集中改革期間」とし、地方の歳出水準は、国の取組みと基調を合わせつつ、18 年度まで 15 年度の地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保するとした。

また、自治体の意識と行動の変化を促進するため、先進的な自治体が達成した経費水準の内容を、地方交付税の単位費用の積算に反映する「トップランナー方式」を導入することも明らかにした。「経済・財政再生計画」は、

2016 ～ 20 年度の今後 5 年間を対象期間として策定。20 年度のプライマリーバランス（P B）黒字化を実現するため、16 ～ 18 年度の当初 3 年間を「集中改革期間」と位置付け、18 年度の P B 赤字の対 GDP 比マイナススーパーセント程度を目安とする。

国の一般歳出水準の目安として、これまでの 3 年間の歳出総額の実質的な増加 1.6 兆円程度という基調を 2018 年度まで継続させていく。地方の歳出水準は、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、18 年度まで、15 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとした。

改革の評価体制の中で、国から地方への財政移転を伴う予算（補助金・交付金）について、予算の所管府省庁

は、自治体に対して施策に対応するパフォーマンス指標の設定を求める。経済財政諮問会議に設置する専門調査会は、計画の中間時点（2018 年度）において、それらの評価を行い、結果をその後の改革に反映する。

歳出改革を進めるにあたり、国民一人ひとり、企業、自治体等の意識や行動に変化を促す仕組みを構築するとし、自治体については、自治体間での行政コスト比較を通じて行政効率を見える化し、行財政改革を促す。例えば、先進的な自治体が達成した経費水準の内容を、計画期間内に地方交付税の単位費用の積算に反映し（トップランナー方式）、自治体全体の取組を加速する。集中改革期間において、早急に制度の詳細を具体化し、導入時期を明確に示すとともに自治体に準備を促すとした。その他、主要分野ごとの改

革として、地方創生の取組について、効果的かつ効率的に支援するため、関係府省庁が統一的な方針の下に連携して必要な財源を確保することにより、新型交付金を創設・活用するとした。

また、地方の歳出効率化の妨げとなっている国の法令や制度等の改革を進めるとし、社会保障、社会資本整備など国が法令や国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野で、パフォーマンス指標を見える化し、関係法令等を見直した上で、国庫支出金や地方交付税の配分等を見直す。

地方独立行政法人を含む地方においても、効率的で質の高いサービスを提供するため、民間の大胆な活用観点から、市町村で取組が遅れている分野や窓口業務などの、専門性は高いが定型的な業務の適正な民間委託の取組を加速するとした。

2. 計画の基本的考え方

- ・「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針とし、今後5年間（2016～2020年度）を対象期間とする「経済・財政再生計画」を策定。歳出改革、歳入改革においても経済再生に寄与する改革。
- ・歳出改革は、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」に取り組む。公共サービスの質や水準を低下させることなく、経済への下押し圧力を抑えつつ公的支出を抑制。歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの取組を強化し、聖域なく徹底した見直しを進める。また地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。
- ・歳入面では、経済環境を整える中で、消費税率の10%への引上げを平成29年4月に実施。安定的な経済成長を持続させる「経済構造の高度化、高付加価値化」を進めること等を通じて新たな歳入増を実現。

3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

- ・「経済・財政一体改革」を推進することにより、経済再生を進めるとともに、2020年度の財政健全化目標¹を堅持。具体的には、2020年度のPB黒字化を実現することとし、そのため、PB赤字対GDP比を縮小。債務残高の対GDP比を中長期的に着実に引下げ。
- ・デフレ脱却・経済再生の中で、金利動向と財政収支にも十分注意。
- ・当初3年間（2016～18年度）を「集中改革期間」と位置づけ、集中的に取り組む。専門調査会を設置し、速やかに改革工程、KPIを具体化するとともに、改革の進捗管理、点検、評価を行う。
- ・改革努力のメルクマールとして、2018年度のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安。国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。社会保障関係費については、高齢化要因も考慮し、安倍内閣におけるこれまでの増加ペースを踏まえつつ、消費税率引上げに伴う充実を図る。ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。これらの目安²に照らし、歳出改革、歳入改革等の進捗状況を評価し、必要な場合は、歳出、歳入の追加措置等を検討。
- ・2017年4月の消費税率10%への引上げに向けては、その円滑な実施に必要な経済環境を整えるため、必要に応じ機動的に対応。

¹ 国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すこと（当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画（平成25年8月8日閣議了解））をいう。

² 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

全ての女性が輝く社会を目指して取組を加速する。女性が働きやすい制度等への見直しを進める。若者の活躍促進や生涯現役社会の実現に取り組む。外国の高度人材や留学生等が活躍しやすい環境を整備。

【2】結婚・出産・子育て支援等

2020年を目途に少子化のトレンドを変えるため、2015年度からの5年間を「少子化対策集中取組期間」と位置づけるとともに、子供の貧困対策を進め、必要な財源を確保しつつ集中的に実効性ある政策を投入。社会的養護、児童虐待防止対策などを推進。

【3】教育再生と文化芸術・スポーツの振興

総合的に教育再生を実行。世界トップレベルの学力達成、大学改革等に取り組む。文化芸術立国、スポーツ立国を目指す。

3. まち・ひと・しごとと創生と地域の好循環を支える地域の活性化

【1】まち・ひと・しごとと創生

地方創生の深化を図るため、「稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」を引き出し、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」に基づき、地方創生の政策パッケージを推進。

【2】地域の活性化

地域活性化、都市再生、沖縄振興、地方分権改革等を推進。

【3】2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組

東京大会の開催に向けた取組を強力に推進するとともに、これを契機とし、ホストシティ・タウン構想などの地域交流・地域活性化、訪日プロモーションや外国人旅行者の受入れ環境整備等を推進。

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

【1】外交、安全保障・防衛等

戦略的外交を強力に展開。「国家安全保障戦略」を踏まえ、日米同盟を基軸としつつ、各国との協力関係を拡大・深化させる。防衛大綱等に基づき、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備。

【2】国土強靱化、防災・減災等

「国土強靱化基本計画」等に基づき、重点的・効率的に推進。南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模地震など多様な自然災害に対し、防災・減災の取組を推進。

【3】暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等）

良好な治安確保のための「『世界一安全な日本』創造戦略」に基づく取組やテロ対策、サイバーセキュリティの整備、消費者の安全・安心確保のための取組等を推進。

【4】地球環境への貢献

温室効果ガスの削減等の地球温暖化対策、循環型社会形成等に取り組む。

第3章「経済・財政一体改革」の取組 - 「経済・財政再生計画」

1. 経済財政の現状と課題

- ・三本の矢の取組により、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」は双方ともに大きく前進。しかし、財政と社会保障制度は現状のままでは立ち行かない。こうした状況の脱却のために、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」を3本柱として推進し、安倍内閣のこれまでの取組を強化。
- ・政府はもとより広く国民全体が参画する社会改革として、「経済・財政一体改革」を断行。

【5】 歳入改革、資産・債務の圧縮

経済成長と税収増をより確実なものとする。「経済構造の高度化、高付加価値化」等を通じた歳入増を実現。持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。資産・債務の圧縮を進める。

第4章 平成 28 年度予算編成に向けた基本的考え方

1. 経済財政運営の考え方

【1】 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方

- ・ 経済の好循環を確かなものとし、地方にアベノミクスの成果を広く早く行き渡らせていくため、引き続き予算の早期執行等に取り組む。また、賃金上昇を定着させるとともに投資を促進するための環境整備に取り組む。
- ・ 日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待。

【2】 中長期的な経済財政の展望を踏まえた取組

「経済・財政再生計画」に沿って、経済財政運営を行っていく。初年度となる平成 28 年度予算から手を緩めることなく、歳出改革等を大きく前進させる。

2. 平成 28 年度予算編成の基本的考え方

- ・ 平成 28 年度予算編成に当たっては、各府省の予算に「公共サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」をはじめとする計画の基本的考え方にのっとり歳出改革を反映。
- ・ 歳出面においては、無駄を排除し、厳しい優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とする。
- ・ 歳入面においては、課税ベースの拡大等による税収拡大の実現、課税等インフラの整備、税外収入の確保を着実に進める。

地方創生基本方針 2015

新型交付金・人材プランで地方支援

「日本版 CCRC」来年度中にモデル事業

政府は、6月30日、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。方針は、昨年12月に決定された国の「総合戦略」に基づく政策パッケージ・個別政策の今後の対応を取りまとめたものであり、今年度における取組の方向性を示し、来年度以降の施策展開につなげていく。

地方公共団体の地方創生の取組への財政支援として、関係府省庁が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、従来の「縦割り」の事業を超えた財政支援を行う「新型交付金」を創設する。

地方創生を担う様々なタイプの専門人材について官民協働で体系的、総合的に確保・育成するための「地方創生人材プラン（仮称）」を、年末までに策定するよう検討し成案を得るとしている。

また、高齢者の希望の実現や地方移住の推進などを図る「日本版 CCRC 構想」を推進するとし、遅くとも来年度中に、意向のある

4. 歳出改革等の考え方・アプローチ

【Ⅰ】 公的サービスの産業化

民間の知恵・資金等を有効活用し、公共サービスの効率化、質の向上を実現。十分に活用されていない公的ストックを有効に活用。新たな民間サービスの創出を促進。

【Ⅱ】 インセンティブ改革

国民一人ひとり、企業、自治体等の意識や行動の変化を促す仕組みを構築。インセンティブが十分働く仕組みとするための改革を推進。

【Ⅲ】 公共サービスのイノベーション

「公共サービスの徹底した見える化」、「エビデンスに基づく PDCA の徹底」、「マイナンバー制度の活用や IT を活用した業務の簡素化・標準化」に重点的に取り組む。

5. 主要分野毎の改革の基本方針と重要課題

歳出改革は聖域なく進める。社会保障と地方行財政改革・分野横断的な取組等は、特に改革の重点分野として取り組む。

【1】 社会保障

- ・ 社会保障・税一体改革を確実に進めつつ、経済再生と財政健全化及び制度の持続可能性の確保の実現を目指した改革を行う。
- ・ 安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び（1.5 兆円程度）となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を 2018 年度まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020 年度に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。
- ・ 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革による生活習慣病の予防・介護予防、公的サービスの産業化の促進、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価・調剤等の診療報酬に係る改革及び後発医薬品の使用促進を含む医薬品等に係る改革等に取り組む。

【2】 社会資本整備等

中長期的な見通しの下、マネジメントを含めた効率化を図りながら計画的に推進。社会資本の整備については、既存施設やソフト施策の最大限の活用を図りつつ、人口減少等を踏まえ、選択と集中の下、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組を進めるとともに、重点分野の優先度・時間軸を明確化。公共施設の管理・運営については、ストック量を適正化。コンセッションなど多様な PPP / PFI を拡大。

【3】 地方行財政改革・分野横断的な取組等

地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みへの地方交付税制度等の改革、国と地方を通じた歳出効率化に取り組む。行政の効率化と利用者のニーズを踏まえたサービス向上の両立。マイナンバー制度の導入を突破口とした更なる IT 化と業務改革、公共サービスに関する情報の「見える化」に取り組む。

【4】 文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等

文教・科学技術分野については、少子化の進展を踏まえた予算の効率化、民間資金の導入促進、予算の質の向上・重点化等に取り組む。ODA の適正・効率的かつ戦略的活用に取り組む。「中期防衛力整備計画」に基づき、防衛力を効率的に整備。

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」の全体像

ー ローカル・アベノミクスの実現に向けて ー

I. 地方創生をめぐる現状認識

1. 我が国の人口減少の現状
 - ・人口減少は歯止めがかかっていない。平成 26 年の合計特殊出生率は 1.42 に低下、年間出生数は過去最低（約 100 万人）。
2. 東京一極集中の傾向
 - ・平成 26 年には東京圏へ 11 万人の転入超過（前年比約 1 万 3 千人増）。若年層（特に若年女性）が流入。
3. 地域経済の現状
 - ・地域経済は、有効求人倍率や一人当たり賃金、就業者数など雇用・所得面で改善。一方、消費の回復が大都市圏に比べ遅れ。人手不足も顕在化。

II. 地方創生の基本方針
ー地方創生の深化ー

1. 国と地方の総合戦略策定から
事業推進の段階へ

2. 「地方創生の深化」を目指す
ーローカル・アベノミクスの実現ー

- ①「稼ぐ力」を引き出す（生産性の高い、活力に溢れた地域経済の構築）
- ②「地域の総合力」を引き出す（頑張る地域へのインセンティブ改革）
- ③「民の知見」を引き出す（民間の創意工夫・国家戦略特区の最大活用）

3. 新たな「枠組み」「担い手」
「圏域」づくり

III. 地方創生の深化に向けた政策の推進

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的な取組
各企業・産業における「稼ぐ力」の向上、地域企業の経営体制の改善・人材確保等、地域全体のマネジメント力の向上、地方創生 IT 利活用促進プランによる産業活性化と生活の質の向上、地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組、総合的な支援体制の改善
- 観光業を強化する地域における連携体制の構築
日本版 DMO を核とする観光地域づくり・ブランドづくりの推進、地域の資源を活用したコンテンツづくり、観光消費拡大等のための受入環境整備
- 農林水産業の成長産業化
需要フロンティアの拡大・バリューチェーンの構築、農業生産現場の強化等、林業の成長産業化、漁業の持続的発展
- 「プロフェッショナル人材」の確保等
「プロフェッショナル人材戦略拠点」の整備、人材還流政策間の連携強化

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- 地方移住の支援
地方移住を希望する国民のニーズに応える体系的・一体的な支援
- 「日本版 CCRC」構想の推進
高齢者の希望実現・地方移住支援等の観点から日本版 CCRC 構想を推進
- 企業の地方拠点強化等
本社機能の移転や地方での拡充に取り組む事業者への支援
- 政府関係機関の地方移転
地方が目指す発展に資する政府関係機関の移転検討
- 地方大学等の活性化
意欲と能力のある若者が地方に残り活躍する環境整備のため地方大学等を活性化

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 少子化対策における「地域アプローチ」の推進
地域の「見える化」の推進（「地域指標」の公表）、地域の実情に即した「働き方改革」、地域における先駆的・優良事例の横展開、少子化対策の効果検証
- 出産・子育て支援
妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援、「子ども・子育て支援新制度」の円滑かつ持続的な実施等、周産期医療の提供体制の確保
- 働き方改革
若い世代の経済的安定、国による支援

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- まちづくり・地域連携
まちづくりにおける官民連携の推進、まちづくりにおける地域連携の推進、都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進、ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成、空き家対策等既存住宅ストックの有効活用、まちづくり人材の育成・確保
- 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）
地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立、地域で暮らしている生活サービスの維持・確保、地域における仕事・収入の確保、中山間地域等における施策の位置付け
- 地域医療介護提供体制の整備等
地域医療介護提供体制の整備、雇用労働環境の変化に対応したサービス構造の改革
- 東京圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
東京圏の医療・介護問題への対応、東京圏の少子化問題への対応

IV. 地方創生に向けた多様な支援

1. 支援の基本方向
2. 支援の拡充
 - 情報支援（地域経済分析システム（RESAS）によるワンストップでの官民ビッグデータ活用支援、新たなデータ分野の追加、国民への広報・普及）
 - 人的支援（地方創生コンシェルジュ、地方創生人材支援制度、地方創生人材プラン（仮称））
 - 財政支援（まち・ひと・しごと創生事業費、「新型交付金」の創設、各種補助金等）
3. 広報周知活動

地方公共団体でモデル事業を展開するとした。

国は、昨年末にまち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口の将来展望を示す「長期ビジョン」、それを踏まえた「総合戦略」を作成。これを踏まえ、今年度末には、地方において「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」が策定され、具体的な事業を本格的に推進する。

一方で、昨年 9 年ぶりに合計特殊出生率が低下に転じるなど、人口減少は歯止めがかかっておらず、東京一極集中の傾向も加速化しており、状況は厳しさを増しているとの現状認識を示した。

地方創生は来年度より具体的な事業を本格的に推進する段階に入ることから、「ローカル・アベノミクス」の浸透を図り、地方創生の「深化」を目指す必要があるとし、具体的には、各地域の「稼ぐ力」を引き出すなど、人材と資金が積極的に地方に行き渡り、高度な技術や情報等が全国津々浦々で共有されるような、活力ある日本経済

を取り戻していくこと、従来の「縦割り」の事業や取組を超えた、新たな「枠組み」、「担い手」、「圏域」づくりが重要であるとした。

昨年末に決定された国の「総合戦略」では、「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」とともに、地域と地域を連携する」という基本目標を掲げている。方針では、地方創生の深化に向け、今後取組を進めるにあたっての考え方が示された。

地域の観光振興を戦略的に推進する専門的な組織として「日本版 DMO」を早急に育成し、各地域の実情を踏まえ、各市町村・都道府県単位のもの、広域にまたがるものの双方を想定した上で、機能及び組織体制を 3 段階に分類する。

高齢者の希望の実現や地方移住の推進を図る観点や、高齢者の「まちなか居住」や地域・多世代交流

を支援する観点から、「日本版 CCRC 構想」を推進。その具体的な内容や政策支援の在り方について、年末に最終報告を取りまとめ、遅くとも来年度中に、意向のある地方公共団体でモデル事業を展開するとした。

日本版 CCRC は、東京圏等からの移住にとどまらず、地方居住の高齢者の「まちなか居住」や地域・多世代交流等を支援する取り組みとして有用であるといった点も重視するとした。

一方で、あくまでも地方への住み替えの意向のある高齢者の希望実現を図る選択肢の一つとして推進するものであり、高齢者の意向に反し移住を進めるものではないと付け加えた。

また、地方公共団体への支援の拡充に取り組むとして、国家公務員・大学研究者・民間人材を市町村長の補佐役として派遣している「地方創生人材支援制度」について、来年度は、市町村の応募期間を長く確保すること、民間人材の募集対象を拡大することを検討し

ているとした。

各分野・各地域における人材の発掘、研修・育成、マッチングから着任後のサポートまで、各ステージにおける支援策を確立し、地方創生を担う様々なタイプの専門人材について官民協働で体系的、総合的に確保・育成するための「地方創生人材プラン（仮称）」を、年末までに策定するよう検討を行い、成案を得るとした。

財政支援について、来年度以降は、関係府省庁が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、従来の「縦割り」の事業を超えた財政支援を行う「新型交付金」を創設するとし、具体的な成果目標と PDCA サイクルの確立の下、官民協働や地域間連携の促進、先駆的・優良事例の横展開を積極的に支援するとした。

政府における新型交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証については、関係各省庁の参画を得ながら内閣府において対応するとした。

平成 27 年 6 月 25 日 地方議員年金制度 PT 資料

地方議会議員の新たな年金制度について

1 地方議会議員年金制度の経緯

地方議会議員の年金制度は、国会議員の年金制度のあり方を踏まえて議論されてきた経緯がある。

昭和 36 年 地方議会議員互助年金法制定（議員立法）

昭和 37 年 地方公務員共済組合法への統合（閣法）

平成 23 年 制度廃止（閣法）

<参考：国会議員年金制度>

昭和 33 年 国会議員互助年金法制定（議員立法）

平成 18 年 制度廃止（議員立法）

2 地方議会議員の新たな年金のあり方に関する検討報告
(平成 24 年 4 月 11 日 総務省自治行政局公務員部)

制度廃止時の附帯決議を踏まえ、新たな年金制度に関する検討課題について、総務省において整理・報告（厚生年金加入の場合）

- ・地方議会における人材確保の観点
- ・新たな公費負担に対する国民世論への留意
- ・国会議員の制度との均衡
- ・被用者年金の加入要件（被用者性、労働時間等）との関係

3 今後の議論にあたって
(三議長会からのヒアリング項目)

新たな年金制度のあり方に関して、「地方議会における人材確保」という観点から、以下の点について整理をすることが必要ではないか。

- ・今春の統一地方選の結果（立候補や投票率の状況等）について
- ・地方議会の現状と地方議会、地方議会議員の果たすべき役割について
- ・地方議会の活性化について
- ・現場の地方議員の意見の状況について など

自民党

新たな地方議員年金制度 検討始まる

全国議長会 被用者年金制度への加入要望

自民党は 2 月、総務部会（部会長 松下新平参議院議員）に地方議員年金プロジェクトチーム（PT）（座長 伊藤忠彦衆議院議員）を設置し、地方議会議員の新たな年金制度の検討に入った。今後、都道府県・市・町村の三議長会や総務省等のヒアリングを行いながら、協議を続ける。

地方議員年金制度は、市町村合併による議員数の減少等により財政状況が悪化したことから、国会により関係法の改正が行われ、平成 23 年に廃止された。廃止時には、衆・参両院総務委員会の法案審議の附帯決議で、旧制度の廃止後、概ね一年程度を目途として、地方議員年金の新たな年金制度の検討を行うこととされた。

それを受け、翌年 4 月には、総務省で新たな年金のあり方に関する検討報告が行われ、地方議会における人材確保の観点や新たな公費負担に対する国民世論への留意等の課題が報告がされていた。

全国町村議会議長会では、廃止後、「議員が安心して議員活動に専念し、また、国民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材確保のためにも、議員退職後の老後の生活を保障する年金制度は必要不可欠である」とし、基礎年金に上乘せの報酬比例部分のある被用者年金制度への加入について要望を続けており、昨年 11 月の町村議会議長全国大会でも要望事項として決議されている。

総務部会
地方議員年金検討 PT

平成 27 年 2 月 13 日設置

総務部会長 松下新平

座長 伊藤忠彦

森山裕	橘慶一郎	松山政司 参	伊原巧 参
松本純	土屋正忠	石井純一 参	石井正弘 参
石田真敏	藤井比早之	磯崎陽輔 参	太田房江 参
平井たくや	務台俊介	塚田一郎 参	上月良裕 参
坂本哲志	金子万寿夫	中原八一 参	島田三郎 参
伊藤良孝		藤川政人 参	山下雄平 参

(1) 厚生年金の加入要件との関係

①被用者要件との関係

地方議会議員が厚生年金に加入する場合、下記いずれかの法的手当が課題。

(i) 地方議会議員を厚生年金法の「被用者」とみなす

(ii) 厚生年金の適用者を「被用者以外」に拡大

いずれの場合であっても、民間被用者の取扱いとの均衡という点について整理が必要。

②労働時間要件との関係

厚生年金の加入者は、現在は週 30 時間以上、平成 28 年 10 月以降は週 20 時間以上の労働時間が要件とされていることから、活動実態が様々である地方議会議員が一律に厚生年金に加入する場合、下記いずれかの法的手当が課題。

(i) 地方議会議員を厚生年金法の労働時間要件を満たす「被用者」とみなす

(ii) 同法の労働時間要件を特例的に適用しないとする等、労働時間要件の考え方自体を修正

いずれの場合であっても、民間の短時間労働者との均衡という点について整理が必要。

③国会議員の取扱いとの均衡

- ・国会議員：昭和 33 年国会議員互助年金法制定、平成 18 年同法廃止
地方議会議員：昭和 36 年地方議会議員互助年金法制定
昭和 37 年地共済法の規定の一部に位置付け
- ・地方議会議員の年金制度は、国会議員の年金制度のあり方を踏まえて議論されてきた経緯があり、国会議員の取扱いと併せて検討することが望ましい。

(2) 地方公務員共済年金の加入要件との関係

(1) に加え、①地方議会議員が常勤職員を前提としている共済加入の勤務形態を満たすか、②地方議会議員の約 4 分の 1 を占める厚生年金加入者の取扱いをどうするか、という点の検討、整理が必要。

4 地方公共団体の長の取扱いとの関係

地方公共団体の長の年金が、その職務の常勤性を前提としつつ、一般の地方公務員や民間サラリーマンの年金に揃える方向で整理されてきたという点を踏まえる必要。

地方議会議員年金制度の廃止とその後の動向

地方議会議員年金制度の廃止

平成 23 年 地方議会議員年金制度の廃止

(地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律 (施行日：平成 23 年 6 月 1 日))



地方議会議員の新たな年金のあり方に関する検討報告 (抄)

(平成 24 年 4 月 11 日 総務省自治行政局公務員部)

I 基本的考え方

被用者年金一元化により、共済年金が廃止され、厚生年金に統合される (平成 27 年 10 月) ことから、地方議会議員の厚生年金加入を検討。

II 検討

1 国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点

地方議会議員が被用者年金に加入することは、国民・住民の政治参加や地方議会における人材確保に資すること。

2 地方議会議員の取扱いについての国民世論への留意

旧制度廃止の経過措置に要する費用として、将来 60 年間にわたって 1 兆円を超える公費負担が必要となる見込み。

地方議会議員が被用者年金に加入する場合、保険料の 2 分の 1 の事業者負担として、ごく粗い推計で毎年度約 170 億円の公費負担が必要となる見込み。(平成 21 年度数値に基づく試算)

3 被用者年金の対象者との均衡への配慮

被用者年金加入者には、(i) 労働の報酬により生計を営んでおり。老後は稼得手段を失う可能性が高いこと、(ii) 報酬の正確な捕捉が可能であること、(iii) 事業主に使用されている「被用者」であり、一定以上の労働時間があること、といった正確・特徴があり、地方議会議員については (iii) が課題。

抱負
今、地方自治体は、まち・ひと・しごと創生を旗印に、地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定が義務づけられております。地域特性に応じた地方への多様な支援と切れ目のない施策を通じて、町民が安心安全で豊かに暮らせる地域社会を実現させるためにも、執行機関と一体となり、さらに元気で明るい町、町民誰もが笑い合える町になるよう公正かつ円満でオープンな議会を目指し誠心誠意努力する所存です。



益城町議会議員
稲 田 忠 則
年 齢 66 歳
議 員 5 回当選
議長就任
平成 27 年 5 月 12 日

抱負
当議会は、議会基本条例に始まり、通年議会を導入し、六年目を迎えることになりました。今後においても、改革の歩みを止めることなく進めていくつもりです。そして、議会の役割を議員一丸となって果たしていきたい、町民に信頼される議会を目指していきます。そのため、町民、執行部、そして議会が一体となるよう尽力していきます。



御船町議会議員
井 本 昭 光
年 齢 70 歳
議 員 5 回当選
議長就任
平成 27 年 5 月 8 日

抱負
本町は、合併 60 周年、施行 50 周年と、記念すべき節目の年を迎えております。今後は、適正、かつ、円滑な議会運営を図り、町民の負託と信頼に応えられる様に、更に、町民の議会に対する期待と、関心度を高め、議員各位は、もとより執行部と共に錦町の振興と活性化に誠心誠意努めてまいります。



錦町議会議員
市 田 昇
年 齢 62 歳
議 員 3 回当選
議長就任
平成 27 年 8 月 5 日

抱負
本町も他の町村同様、少子高齢化、人口減少、第一次産業の低迷等抱える問題が山積していますが、来年 3 月に津奈木インターの開通、また第 6 次水俣・芦北地域振興計画が予定されているので、これらを活用して町の発展はもとより、町民の負託に応えられる様に執行部共々努めていきたいと思ひます。



津奈木町議会議員
林 賢 二
年 齢 62 歳
議 員 7 回当選
議長就任
平成 27 年 5 月 12 日(再選)

抱負
水上村財政においては、限られた財源で、より効果が発揮できるかが問われる時代であります。本村繁栄のための課題解決に向けては、議会一丸となり、行政にはつかず離れず、そして是は是、非は非の節度を持って、常に村民の目線に立った議会活動に徹し、更なる住民福祉の向上を目指すと共に、安心・安全の村づくりに邁進してまいります。



水上村議会議員
富 山 憲 治
年 齢 73 歳
議 員 3 回当選
議長就任
平成 27 年 5 月 11 日

抱負
今、議会は、住民の意見を反映した政策提言や課題解決に向けた議論等とともに、少子高齢化対策や定住促進に向け、地方創生の推進に前向きに取り組むことが重要であると考えます。それらを踏まえ、活力ある町づくりを目指し、議長として、中立・公平公正な立場で誠心誠意努力する所存であります。



多良木町議会議員
村 山 昇
年 齢 68 歳
議 員 2 回当選
議長就任
平成 27 年 5 月 11 日

抱負
地方創生が叫ばれる今日、農林業の振興、少子高齢化による人口減少問題等へ政策提言を行い、先進的な ICT 教育を活用しての地域力の拡充や住民に開かれた議会活動を住民と共に取組みながら、住民が安心・安全で暮らせる村づくりの実現に向けて、誠心誠意努力して参ります。



山江村議会議員
秋 丸 安 弘
年 齢 62 歳
議 員 3 回当選
議長就任
平成 27 年 5 月 8 日

議長プロフィールについては、今年 4 月から 9 月までに就任された方々を掲載いたしました。

新議長・再選議長 プロフィール

抱負
今期 4 年間は、行政の監視機能を高めながら、政策提言や実行に取り組んで参ります。議会活性化、地域活性化特別委等を通して、政策の実現、行政サービスの遂行、更なる議会改革に取組み、町民の皆様から信頼と期待を頂ける議会になるよう先頭に立って挑みます。



菊陽町議会議員
渡 辺 裕 之
年 齢 47 歳
議 員 3 回当選
議長就任
平成 27 年 5 月 12 日

抱負
2 年前に熊本県町村議会議長会の会長に就任し、今回の改選で再任を頂きました。更に全国町村議会議長会の副会長まで仰せつかり、その職責の重大さを痛感しているところでございます。
本町では次世代育成支援を始め、教育・福祉の更なる充実、そして誰もが安心して暮らせるよう環境整備を行うことにより、定住促進にも力を入れていきます。このようにその取り組みを推進していくためには、議会と行政は車の両輪であることを常に念頭に置き、これからも議会運営の活性化に努めて参ります。



玉東町議会議員
松 尾 純 久
年 齢 67 歳
議 員 6 回当選
議長就任
平成 27 年 5 月 1 日(再選)

抱負
第 23 期小国町議会議長を務めさせていただきます。殊更ながら任務、責任、歴史の重さを再認識しております。
町の意思を決定する機関としての議会は町民の意思が反映されることが至上命題でございます。地方創生により地域で生み出し、地域で作り上げることが地方の意思が尊重され、地域の自主性が高くなるとの評価もございいますが、多種多様な企図があったとしても物理的な実行力に制限があることは否めません。皆さまのご協力と慎重なる議論の上、議会の体制をより賦活化し、円滑、効果的な町運営の下支えに取り組めます。



小国町議会議員
渡 邊 誠 次
年 齢 44 歳
議 員 2 回当選
議長就任
平成 27 年 5 月 8 日

抱負
住民の皆様との対話を重視し、住民を代表する議会としての役割を、果たしていく思いです。現在、地方創生に関する総合戦略等が策定されているなか、議会としても積極的に関わり「誰もが幸せを実感できる南小国町」になるよう、行政と共に切磋琢磨していく所存です。



南小国町議会議員
平 野 昭 夫
年 齢 67 歳
議 員 2 回当選
議長就任
平成 27 年 5 月 13 日

抱負
議員各位のご推挙により、引き続き議長に就任いたしました。
「地方創生」を施策の好機と捉え、少子・高齢化社会に向けて、柔軟かつ的確に対応し、少しでも幸せと感じ未来に希望を持てる町づくりのため全力を尽くしたいと思っております。
住民から信頼される議会づくり、議員自ら研鑽を深め、議会の改革・活性化、チェック機能をさらに推進し、情報公開と町民参加を基本とした議会運営に努め、「開かれた議会」となるよう更なる議会改革に最善の努力を尽くしてまいります。



高森町議会議員
田 上 更 生
年 齢 65 歳
議 員 3 回当選
議長就任
平成 27 年 5 月 8 日(再選)

抱負
議員各位の推薦により、第 23 代議長に就任いたしました。身に余る光栄であるとともに、責任の重さに身が引締まる思いです。
地方分権の時代を向かえ、本村においては、定住推進・少子高齢化・農業振興対策等の様々な課題が山積しておりますが、議会は意思決定機関及び行政の監視機関としての二元代表制の役割を果たすべく、村民の皆様の見解を反映した政策提言を行い、村政発展、村民福祉の向上のため、一身一意、全力を尽くして参ります。



産山村議会議員
山 本 慶 剛
年 齢 66 歳
議 員 3 回当選
議長就任
平成 27 年 5 月 8 日

全国町村議会議員 団体医療保険

新・団体医療保険（医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険）

【保険期間】 平成 28 年 1 月 1 日午後 4 時から 1 年間

「病気」を補償し、ご安心をお届けする制度です。

安心の団体医療保険 5 つの特長

1 「病気」を補償します！

- 病気による入院・手術を補償します。三大疾病（がん・急性心筋こうそく・脳卒中）となった場合の補償もセットできます。
- 病気による入院は、日帰り入院から補償します（注 1）。また、1 回の入院につき 120 日限度、通算 1,000 日まで補償します。

2 団体割引 30% の、割安な保険料です！

ご加入年齢 満 60 歳～満 64 歳の場合（A 型にご加入いただいた場合）

補償内容	標準保険料	団体割引 30% 適用
死亡・後遺障害・入院・手術	23,070 円	15,149 円

（保険期間 1 年、年払）

3 議員・退職議員の皆さまのための制度です！

- 議会議員を退職後も、継続して加入できます。
- 議員の皆さまの配偶者も加入できます。
- 満 79 歳（保険始期日時時点の満年齢）まで加入できます。

4 お手続きは簡単です！

- ご加入の際、医師の診査は不要です。簡単な告知で加入できます（注 2）。
- 保険期間は 1 年間です。以降 1 年ごとに自動継続となりますので、お手間が掛かりません（注 3）。

5 無料の健康・介護相談サービス（損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤル）をご利用いただけます！

（注 1）日帰り入院とは、日帰り手術のため 1 日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合などのことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

（注 2）加入申込書および被保険者健康告知書の内容により、お引き受けをお断りしたり、お引き受けの条件を制限させていただくことがあります。

（注 3）本制度は保険期間の中途でのご加入はできません。

※このポスターは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

【保険契約者】
全国町村議会議員互助会

【取扱代理店】
株式会社 まちむら
〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 番地 全国町村議員会館 3 階
TEL 03-3264-6830 FAX 03-3264-8308

【引受保険会社】
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
団体・公務開発部 第三課
〒100-8965 東京都千代田区霞が関 3-7-3
TEL 03-3593-6456 FAX 03-3593-6753

【損害保険ジャパン日本興亜株式会社】は、損保ジャパンと日本興亜損保が 2014 年 9 月 1 日に合併して誕生した会社です。

SJNK15-05500 2015.7.27

全国町村議会議員 団体補償制度

ケガの保険

（傷害総合保険）

- 保険期間 毎年 7 月 1 日午後 4 時から 1 年間（随時加入できます。）
- 加入資格 全国の町村議会議員等、議会事務局職員、系統町村議会議長会職員

補償の対象となる場合（例えば次のような事故によりケガをした場合、補償の対象となります。）

加入者（議員）ご本人 および 配偶者（夫婦型にご加入の場合）	加入者（議員・退職議員）本人	加入者（議員・退職議員）本人	加入者（議員・退職議員）本人	加入者（議員・退職議員）本人
演説中・公務中の事故	車での移動中の事故	飛行機搭乗中の事故	スポーツ中の事故	
包丁で指を切った	ドアにぶつかりケガをした	階段で転んでケガをした		
自転車で他人にぶつかりケガをさせた	飼い犬が他人に噛みついてケガをさせた	同居の子ども・孫が他人のものを破損した	買い物中に誤って商品をこわした	

夫婦型のご加入をおすすめいたします

保険金額と掛金（保険料＋事務運営費）

（注）本人型と夫婦型は、重複して加入できません。（保険期間 平成 27 年 7 月 1 日から 1 年間 職種別 A 級）年払の場合
天災危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

加入タイプ		本人型		夫婦型	
ケガの補償の対象者		加入者（議員・退職議員）本人		加入者（議員・退職議員）本人 配偶者	
補償内容		保険金額		保険金額	
ケガ	死亡	交通事故	1,655 万円	1,655 万円	1,080 万円
	後遺障害	交通事故以外のケガ	900 万円	900 万円	500 万円
	入院	交通事故	日額 8,000 円	日額 8,000 円	日額 8,000 円
		交通事故以外のケガ	日額 4,000 円	日額 4,000 円	日額 4,000 円
	手術	交通事故	<重大手術の場合> 入院保険金日額の 40 倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の 20 倍 外来の手術：入院保険金日額の 5 倍	<重大手術の場合> 入院保険金日額の 40 倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の 20 倍 外来の手術：入院保険金日額の 5 倍	
	通院	交通事故	日額 3,000 円	日額 3,000 円	日額 2,500 円
個人賠償責任	個人が日常の生活で、他人の身体、財物を害し、法律上の賠償責任を負担した場合（除く自動車事故、猟銃事故など）		最高 5,000 万円（自己負担額 なし）	最高 5,000 万円（自己負担額 なし）	
	保険料		20,000 円	33,000 円	
	事務運営費		2,000 円	2,000 円	
掛金（保険料＋事務運営費）		22,000 円		35,000 円	

本年度は、約 15%（注）の割引となります。（注）団体割引 30%、過去の損害率による割増 35%、大口割引 10% を乗算しています。

事務運営費は本制度の運営に必要な費用（様式のとりまとめ、掛金の集金等）に充当しています。

※傷害総合保険と交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険がセットされたプランなので、「交通事故」の場合、傷害総合保険と交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険の両方から保険金をお支払いします。

新規・中途加入者の掛金（保険料＋事務運営費）					
補償開始日	掛金		補償開始日	掛金	
	本人	夫婦型		本人	夫婦型
7 月 1 日	22,000 円（保険料 20,000 円）	35,000 円（保険料 33,000 円）	1 月 1 日	11,000 円（保険料 10,000 円）	17,500 円（保険料 16,510 円）
8 月 1 日	20,200 円（保険料 18,330 円）	32,100 円（保険料 30,240 円）	2 月 1 日	9,200 円（保険料 8,330 円）	14,600 円（保険料 13,750 円）
9 月 1 日	18,400 円（保険料 16,680 円）	29,200 円（保険料 27,510 円）	3 月 1 日	7,400 円（保険料 6,680 円）	11,700 円（保険料 11,000 円）
10 月 1 日	16,500 円（保険料 15,010 円）	26,300 円（保険料 24,760 円）	4 月 1 日	5,500 円（保険料 5,010 円）	8,800 円（保険料 8,270 円）
11 月 1 日	14,700 円（保険料 13,320 円）	23,400 円（保険料 22,000 円）	5 月 1 日	3,700 円（保険料 3,320 円）	5,900 円（保険料 5,490 円）
12 月 1 日	12,900 円（保険料 11,680 円）	20,500 円（保険料 19,260 円）	6 月 1 日	1,900 円（保険料 1,680 円）	3,000 円（保険料 2,770 円）

全国町村議会議員互助会（保険契約者） 〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 全国町村議員会館 電話 03-3264-8172

● 本保険制度は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社を幹事保険会社とする損害保険会社 4 社の共同引受であり、幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社と引受割合については、取扱代理店までお問い合わせください。

● ご契約者以外に対象となる方（被保険者）がいらっしゃる場合には、その方にもパンフレットに記載した内容をお伝えください。

この広告の概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせください。

◎ 取扱代理店 株式会社まちむら 〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 番地 全国町村議員会館 電話 03-3264-6830

◎ 幹事引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第三課 〒100-8965 東京都千代田区霞が関 3-7-3 電話 03-3593-6455

【損害保険ジャパン日本興亜株式会社】は、損保ジャパンと日本興亜損保が 2014 年 9 月 1 日に合併して誕生した会社です。

SJNK14-18152 2015 年 3 月 6 日作成



オレンジタウンの街並み

は町民の次の分譲地整備を望む声が大きくなっている状況です。

多くの場合、自治体が行う賃貸住宅整備と比べ、国の補助金を受け公営住宅法に基づく住宅を建設するのが一般的であります。この方法では原則「住宅に困窮する低



民間資本による地域活性化住宅

初取り組みであったため、当時大きな話題を呼びました。

【未来に残せる故郷へ】

全国的に深刻な「人口減少社会」、「超高齢社会」を迎えることが問題視される中、町の持続的発展を図っていくためには、若者世代と高齢者世代をサポートする施策を展開していく必要があります。そのため、子育て支援や高齢者福祉にも力を入れながら、定住促進を図り、今の取り組みが将来を担う次の世代に繋がるよう町全体で「未来に残せる故郷」づくりに励んでいきます。

ヘクタールの田園地帯は 118 区画の大規模分譲地へと様変わりしました。この大規模分譲地を「オレンジタウン」と名付け、平成 17 年から分譲を開始しましたが、最初から飛ぶように分譲が進んだわけではなく、苦難を要することもありました。しかし、切れることなく、住宅建築が徐々に進み、

街並みが出来てくると認知度も上がり、いつの間にか住宅建築会社から「選ばれた分譲地」と称賛されるようになりました。

平成 27 年 9 月現在のオレンジタウンの分譲実績は 116 区画となっており、既に 400 人を超す新たな定住者を迎え入れることに成功しています。残り 2 区画となった現在は町民の次の分譲地整備を望む声が大きくなっている状況です。

【民間資本を活用した町営住宅整備】

所得者」しか入居させることができません。町にはこのような公営住宅は既に十分整備されていたため、若者の定住促進を図るために公営住宅法に基づかない（建設費補助を受けない）住宅整備を行うこととしました。

また、必要となる資金は、民間資本を活用することとし、民間が建設した住宅を町が借上げ、町営住宅として入居者に転貸するという方法をとりましたが、熊本県内では



玉東町 定住促進 未来に残せる故郷へ

玉東町は熊本県の北部に位置し、東に熊本市、西に玉名市と大きな市に



ハニーローザ

挟まれた小さな町です。現在は小さな町の強みを生かした様々な施策を展開していますが、特に近年は定住促進に力を入れており、町が独自に取り組んできた施策により、小さな町に新しい大きな活気が生まれています。

基幹産業は農業で、豊かな自然環境と温暖な気候を利用した果樹栽培が盛んに行われており、町



ハニーローザアイスクリーム

の南側に広がる山の斜面には広大なみかん畑が広がっています。最近、玉東町を象徴する果物として注目を浴びているのが平成 15 年度から本格栽培が始まったスモモの一種「ハニーローザ」で、栽培面積は日本一を誇り、加工品のアイスクリームは平成 22 年度の熊本県優良新商品表彰事業で全 59 商品の中から最高金賞を受賞し、今なお好評を得ております。

また、近代日本の幕開けとなった西南戦争の舞台となった場所でもあり、

町内には多くの史跡が点在しておりますが、その内の 7 か所が平成 25 年 3 月に国史跡に指定されました。明治以降のまとまった戦跡群の指定は全国初であったため、多くの期待の声が寄せられており、今後は観光面での活用を図っていくことが期待されています。

【力を入れてきた定住促進】

平成 26 年 5 月に増田寛也元総務相ら民間有識者と組織される日本創成会議が先行きの危うい自治体を消滅可能性都市として発表し、大きな話題となりましたが、そこに玉東町の名前はありませんでした。これは次に示す 2 つの定住促進施策が功を奏した結果であると捉えています。

【定住促進住宅用地「オレンジタウン」】

町が独自に進めてきた定住促進施策の第 1 弾は町主導の宅地分譲事業です。玉東町には JR 鹿児島本線木葉駅があり、朝夕は通勤・通学の利用者で賑わいを見せておりますが、町ではこの JR 木葉駅を地域活性化のための重要な資源と捉え、当時、南側に広がっていた田園地帯約 7 ヘクタールを住宅地として整備する方針を掲げました。

田舎の街並みを象徴していた田園地帯を住宅地に変えて分譲するというこの大規模事業に町内外から成功を不安視する声もありました。しかし、「大きな人口減少の中で大きな町の発展はありえない」という信念のもと、地権者の協力を得ながら事業を遂行し、約 7

議長会の動き

(平成 27 年 4 月～平成 27 年 9 月)

全国議長会・ブロック会等

- | | | | | |
|---------|------|------------------|------|----------------|
| 平成 27 年 | 4. 8 | 都道府県職員研究会 | 7.16 | 臨時総会（議員会館） |
| | ～ 9 | （東京・全国町村議員会館） | 7.17 | 都道府県会長会（議員会館） |
| | 4.22 | 連絡調整会議（議員会館） | 7.28 | 町村議会事務局職員研修会 |
| | 5.26 | 町村議会議長・副議長研修会 | ～ 29 | （東京・ルポール麹町） |
| | ～ 27 | （東京・中野サンプラザホール） | 9. 8 | 九州各県町村議会議長会事務局 |
| | 5.28 | 都道府県会長会（議員会館） | | 長会（鹿児島市） |
| | 6.25 | 九州各県町村議会議長会協議会 | 9.15 | 九州各県町村議会議長会事務局 |
| | | （大分県別府市） | | 職員研修会（大分市） |
| | 7. 1 | 連絡調整会議（議員会館） | 9.30 | 連絡調整会議（議員会館） |
| | 7. 8 | 町村議会広報クリニック | | |
| | ～ 9 | （東京・議員会館、全国町村会館） | | |
| | 7.15 | 西日本地区各県町村議会議長会 | | |
| | | 協議会（東京・グランドアーク | | |
| | | 半蔵門） | | |

本会

- | | | |
|---------|------|---|
| 平成 27 年 | 4.16 | 事務説明会（熊本県市町村自治会館） |
| | 5. 1 | 第 1 回郡事務局長会議（自治会館） |
| | 5.22 | 町村議会議長研修会（自治会館） |
| | | 講師：NHK 解説副委員長 城本 勝 氏 |
| | | 演題：「安倍政権と地方創生の行方」 |
| | | 第 1 回理事会議（自治会館） |
| | 6. 2 | 臨時総会（自治会館） |
| | 6.22 | 第 1 回監査会議（自治会館） |
| | 7. 8 | 実行運動（県当局、県議会、自民党県連） |
| | 7.21 | 第 2 回郡事務局長会議（自治会館） |
| | 7.23 | 第 1 回町村監査委員研修会（自治会館） |
| | | 講師：新日本有限責任監査法人 福岡事務所 |
| | | シニアマネージャー 古賀 竜介 氏 |
| | | 演題：「財政的援助団体等に対する監査着眼点」 |
| | 7.31 | 第 2 回理事会議（自治会館） |
| | 8. 4 | 町村議会正副議長研修会（自治会館） |
| | | 講師：新潟県立大学 国際地域学部 |
| | | 准教授 田口 一博 氏 |
| | | 演題：「これからの町村議会～町村議会実態調査結果の分析から地方創生を考える～」 |
| | 8.20 | 町村新議員研修会（自治会館） |
| | | 講師：本会事務局長 古家 陽介 |
| | | 演題：「議会の制度と運営について」 |



城本 勝 氏



古賀 竜介 氏



田口 一博 氏



町村新議員研修会